

札幌中央基署発 0216 第2号
札幌東基署発 0216 第1号
令和4年2月16日

関係団体各位

札幌中央労働基準監督署長



札幌東労働基準監督署長



建設現場における仮設屋根の崩落による死亡労働災害防止について（要請）

平素から、建設業における労働災害の防止については、格段の御配慮を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月19日に札幌市内の小学校改築工事現場において仮設屋根が崩落し、現場内で作業を行っていた作業員約20名のうち、崩落個所の直下で作業に従事していた1名が下敷きになり死亡したところです。

本件災害については、現在所轄労働基準監督署において調査を行っているところですが、別紙の災害の概要のとおり災害発生当時、仮設屋根上には約50cmの積雪があったことから、雪の重みが影響したことが疑われます。

つきましては、類似の仮設屋根を設置する現場において、緊急の安全総点検の実施及び、崩落による労働災害の発生を防止するため、下記事項に留意いただくよう、傘下会員事業場等に周知されるとともに、対策の徹底を図られるよう要請いたします。

記

- 1 元方事業者は、すでに設置している仮設屋根について、各構成部材及び組み立てられた仮設屋根全体についての強度、組立図に基づく組み立てがされていることをあらためて確認すること。また、今後設置を計画している場合には、あらかじめ組立図を作成し、仮設屋根全体について、設計条件、強度計算の結果を確認するとともに、当該組立図に基づき安全な作業手順を定めてから作業を実施すること。
- 2 作業の指揮命令系統を明確にするとともに、十分な知識・技能を有する作業者の指揮の下、作業の安全確保を図ること。

- 3 仮設屋根の点検責任者を定め、その日の作業開始前に、仮設屋根の各構成部材の損傷、取付け及び掛渡しの状況等を点検すること。また、異常を認めたときは直ちに補修し、その内容を記録すること。
- 4 気象観測機関の警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高気温及び最低気温を把握し、仮設屋根の設計強度を上回るような降雪、積雪になる前に墜落防止措置を講じた上で仮設屋根の除雪作業を実施すること。

別 紙

建設現場における仮設屋根の崩落による死亡労働災害の概要

1 発生日時 令和4年1月19日（水）午後1時30分頃

2 発生場所 札幌市内

3 発生状況

小学校のグランドに新校舎を改築する工事の冬期養生上屋の仮設屋根（縦約45m、横約70m、高さ約5m）を設置した。

災害発生当日、現場内において被災者含め約20名が作業を行っていたところ、突然、仮設屋根の一部が崩落し、被災者が崩落した屋根の下敷きとなったもの。

なお、仮設屋根上には約50cmの積雪があり、約30m四方に渡り仮設屋根が崩落した。

上記の災害発生状況については、現在調査中であり確定したものではない。

4 被災状況 死亡1名